

岩手県告示第107号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成25年2月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸南沿岸陸前高田海岸田の浜地区海岸
- 2 指定区域 次の基点1から基点9までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点9と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点1 北緯38度58分40秒4885、東経141度42分10秒1462

基点2 北緯38度58分37秒5895、東経141度42分12秒8409

基点3 北緯38度58分36秒8952、東経141度42分11秒7698

基点4 北緯38度58分37秒7921、東経141度42分10秒6263

基点5 北緯38度58分38秒3981、東経141度42分7秒3059

基点6 北緯38度58分37秒4139、東経141度42分5秒3181

基点7 北緯38度58分35秒7201、東経141度42分3秒8836

基点8 北緯38度58分36秒1729、東経141度42分2秒9965

基点9 北緯38度58分39秒4074、東経141度42分5秒9049

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターに備えておいて縦覧に供する。